

観光戦略実行推進会議の開催について

〔平成30年8月30日
内閣総理大臣決裁〕

1. 訪日外国人旅行者数4,000万人、旅行消費額8兆円等の目標年次である2020年まで折り返し地点を迎えたことを踏まえ、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）で掲げた目標の確実な達成に向け、重点的に取り組むべき課題を明確にし、これまで観光戦略実行推進タスクフォースにおいて推進を図ってきた施策等の一層の推進を図るため、観光戦略実行推進会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成は、次のとおりとする。
 - 議長 内閣官房長官
 - 副議長 内閣府特命担当大臣（地方創生）
国土交通大臣
 - 構成員 他の全ての国務大臣
3. 議長は、必要と認めるときは、関係行政機関の職員、有識者その他関係者に対し、会議への出席を求めることができる。
4. 議長は、必要があると認めるときは、一部の構成員による会議を開催することができる。
5. 会議の庶務は、国土交通省の協力を得て、内閣官房において処理する。
6. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

附 則

「観光戦略実行推進タスクフォースの開催について」の廃止について（平成30年8月30日関係府省庁申合せ）及び「歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォースの開催について」の廃止について（平成30年8月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議ワーキンググループ決定）による廃止前の両会議で決定した事項及び検討した事項等については、会議に引き継がれるものとする。